

事例 No.	72	人口規模	80万人以上	地域ブロック	北陸	事業タイプ	金銭給付	事業主体	地方公共団体
事業名	特定不妊治療費助成事業								
実施地方公共団体名	富山県								
特徴・ポイント	<p>富山県では、全国に先駆けてこの制度をはじめており、次の点からも国よりも手厚い制度である。</p> <p>国の制度では、所得制限・助成年数を決めているが、富山県では設けていない。</p> <p>国の補助額は1年度 10 万円を限度にしているが、富山県では、県で5万円上乗せして、15 万円を限度に助成している。</p>								
事業のねらいと内容	<p>【ねらい】 不妊に悩む夫婦に対し、経済的・精神的負担を軽減し、もって少子化対策の充実をはかるもの。</p> <p>【内容】 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる不妊治療費について、1年度につき夫婦1組あたり 15 万円までを助成する制度。</p>								
導入・実施の背景・経緯 (事業の必要性)	<p>・子どもを生み育てたいという希望をもちながら、子どもができない夫婦は夫婦の 10～15%にあたるといわれている。</p> <p>・不妊治療の中でも、医療保険の適用がない高度な不妊治療を選択せざるを得ない場合は、治療費が高額なため経済的負担が大きい。</p>				導入・実施に際して苦労した点				
事業の効果	<p>18 年度1月末現在、212 件の助成を行った。治療費が高額なため、大変助かるとの声を聞いている。</p>				<p>特定不妊治療(体外受精・顕微授精)のみ助成している地方公共団体が他になく、全国初だったため、すべて一から考えなければならなかったこと。</p> <p>行政関係者や、世間一般に不妊治療に対する理解が少なく、啓蒙により制度導入の理解を得たこと。</p>				
事業のアピールをどのように行ったか	<p>・県のホームページに掲載。</p> <p>・新聞広告、取材記事掲載。</p> <p>・チラシの作成、配布(県内産婦人科医療機関窓口及び県厚生センター・市町村の保健センター窓口等への設置)。</p>				実施にあたってのネックをどのように解決したか				
必要な協力先・実施主体とその確保策 (必要な協力先)	<p>指定医療機関・厚生センター</p>				<p>・行政関係者や世間一般に不妊治療に対する理解が少ない 研修会等の開催、資料の配布</p> <p>・前例がなかったので、すべて一から考えなければならなかった 他の事業を参考に作成。</p> <p>・実績が予測できない 全国値から推測</p>				
概算事業費 (千円/年度) 平成 18 年度予算	<p>47,000 千円 < 内訳 > 国庫補助金:14,500 千円 一般会計:32,500 千円</p>				問い合わせ先		<p>所属部署:厚生部健康課 TEL:076-444-3226 FAX:076-444-3496</p>		